

2 退 職

□ 概説

「退職」は、主として次のような種類がある。

- (1) 定年退職 定年条例に基づく退職
- (2) 普通退職 職員が退職を願い出た場合
- (3) 勸奨退職 勸奨による場合
- (4) 看護退職 公立学校に勤務する職員の看護退職に関する取扱要領に基づく退職
- (5) 同伴退職 他県等へ派遣される配偶者に同伴するための退職に関する取扱要領に基づく退職
- (6) その他 分限免職、懲戒免職、失職、死亡等

□ 参考

(1) 定年退職

- ① 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。
(定年条例第2条)
- ② 職員の定年は、年齢60年とする。
(定年条例第3条)
- ③ 定年退職日に、任命権者から次の通知が発令される。

岐阜県職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職となったので通知する

※手続書類は、必要としない。

□ 手続書類

(2) 普通退職

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の退職願	学校長	(様式退1)+写3部	前月10日
2. 学校長の具申書	市町村教委	(様式退2)+写2部	
3. 市町村教委の内申書	教育振興事務所 学校教育課	(様式退3)+写1部	
4. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	前月20日